

群馬県後期高齢者医療広域連合公平委員会の所管に係る情報公開条例
施行規則

平成19年6月8日
公平委員会規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、群馬県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年広域連合条例第4号）第26条の規定に基づき、群馬県後期高齢者医療広域連合公平委員会（以下「公平委員会」という。）の所管に係る公文書の公開等に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 公平委員会が管理する公文書の公開等については、群馬県後期高齢者医療広域連合情報公開条例施行規則（平成19年広域連合規則第5号）の規定の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。